

綾川町告示第41号

綾川町感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

綾川町長 前田 武俊

○綾川町感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 綾川町感震ブレーカー設置促進事業補助金(以下「補助金」という。)は、地震発生時における電気に起因する出火を防止するため、感震ブレーカーを購入し、設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。

なお、補助金の交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において感震ブレーカーとは、一定以上の地震の揺れを感知した場合に、自動的に電力供給を遮断する装置をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、感震ブレーカーの購入及びその設置に要した費用とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費とし、その限度額は5千円とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の交付の申請があったときは、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

2 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第7条 交付決定者は、補助対象事業を完了したときは、速やかに補助金実績報告兼請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により報告された書類の審査により、補助金の交付の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書(様式第4号)を交付決定者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、申請者が次の各号に該当した場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(町による調査)

第11条 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の交付を受けた者に対して設置状況等に関する調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けた者は、町長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。